

## 情報セキュリティ取扱注意事項

## (基本的事項)

第1 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

第2 受託者は、本契約による業務に関する情報資産の取扱については、札幌市情報セキュリティポリシー及び関連規定、札幌市個人情報保護条例及び関連規定など委託者の定める条例・規定・関連する基準を遵守しなければならない。

## (秘密の保持)

第3 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者が本契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

3 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

## (複写、複製の禁止)

第4 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

## (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

## (個人データの保存)

第6 受託者は、本契約による業務によって収集した個人のデータについては、暗号化して保存しなければならない。

## (コンピュータウイルス対策)

第7 受託者は、本契約の業務を処理するに当たって、使用するシステムにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態にすること。また、最新の各種修正プログラム(セキュリティパッチ)を導入すること。

## (外部記憶媒体の利用)

第8 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって、外部記憶媒体(USBメモリ等)で情報資産を移動する場合には、USBメモリについては、ハードウェア暗号化機能及びウイルス対策機能のついた製品を利用し、それ以外の外部記憶媒体を使用する場合には保存データの暗号化するなどの対策を実施すること。

## (資料等の返還)

第9 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

## (情報資産の消去)

第10 受託者は、本契約に関する個人情報等(委託者から提供された情報も含む)について業務が完了した後、HDD・光ディスク等に記録された情報資産を速やかに消去すること。

## (事故の場合の措置)

第11 受託者は、情報セキュリティ取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 委託者は、受託者が情報セキュリティ取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第13 受託者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。